

研究業績賞規程

2021年11月16日

(設置)

第1条 本会に日本バーチャルリアリティ学会研究業績賞(以下、研究業績賞という)を設ける。

(目的)

第2条 研究業績賞は、本会が関与する学術分野における生涯の研究業績を称えることをもって、この分野の発展をはかることを目的とする。

(授与対象者)

第3条 年齢70歳を越え、受賞時に会員であり、本会が関与する学術分野へ多大な貢献をした者。

(候補の審査と募集)

第4条 次の(1)または(2)の条件を満たす者を対象に、本会理事会が研究業績の貢献を審査する。理事会は審査にあたり専門家に諮問することができる。審査の議事は公開しない。

- (1) 本会論文賞を5件以上受賞した者、もしくは本会学術奨励賞を受賞し、本会論文賞を4件以上受賞した者。
- (2) 本会が関与する学術分野に多大な影響を与えた書籍、論文、特許等を執筆した者で、他薦のある者。

(受賞の決定)

第5条 研究業績賞受賞者の決定は理事会が行う。

(表彰)

第6条 研究業績賞の表彰は、大会もしくは総会に伴って行い、賞状ならびに、表彰メダルを贈呈する。また、その結果を発表する。

(附則)

- 1 本規程に関し疑義が生じた場合は速やかに理事会に諮り、その決定に従う。
- 2 本規程は2021年11月16日より実施する。
- 3 本規程を変更する場合は、理事会の議決を経る。